

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年7月2日

担当
厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
監督課長 十倉 正直
主任監察監督官 小田桐 和宏
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

令和6年の申告事案を公表します ～申告件数がコロナ前の水準まで増加～

北海道労働局（局長 むらまつ たつや 村松 達也）は、令和6年の申告事案について、以下のとおり取りまとめました。

北海道労働局管下の労働基準監督署・支署では、労働者からの申告（注1）が行われた場合、労働基準監督官が監督指導を行い、事実確認の上、その結果法令違反が認められた場合には、事業主に対し是正を指導しています。

北海道労働局では、引き続き労働者からの申告に対し、懇切・丁寧な対応に努めるとともに、迅速・的確に監督指導を実施します。また、法令違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、送検手続をとるなど厳正に対処します。

（注1）事業場における労働基準関係法令に違反する事実を、労働者が労働基準監督署に申し立てることを言います。

令和6年申告事案概要（資料参照）

1 申告処理件数

1,690件（対前年比 +101件 +6.4%）

2 申告事項別件数（上位4項目、重複あり）

①賃金不払 1,160件（対前年比 -15件 -1.3%）

②解雇 178件（対前年比 +4件 +2.3%）

③最低賃金 56件（対前年比 +24件 +75.0%）

④労働時間 41件（対前年比 +1件 +2.5%）

3 業種別件数（上位4業種）

①接客娯楽業 278件（対前年比 +49件 +21.4%）

②保健衛生業 267件（対前年比 -4件 -1.5%）

③建設業 261件（対前年比 +12件 +4.8%）

④商業 260件（対前年比 +16件 +6.6%）

1 申告処理件数

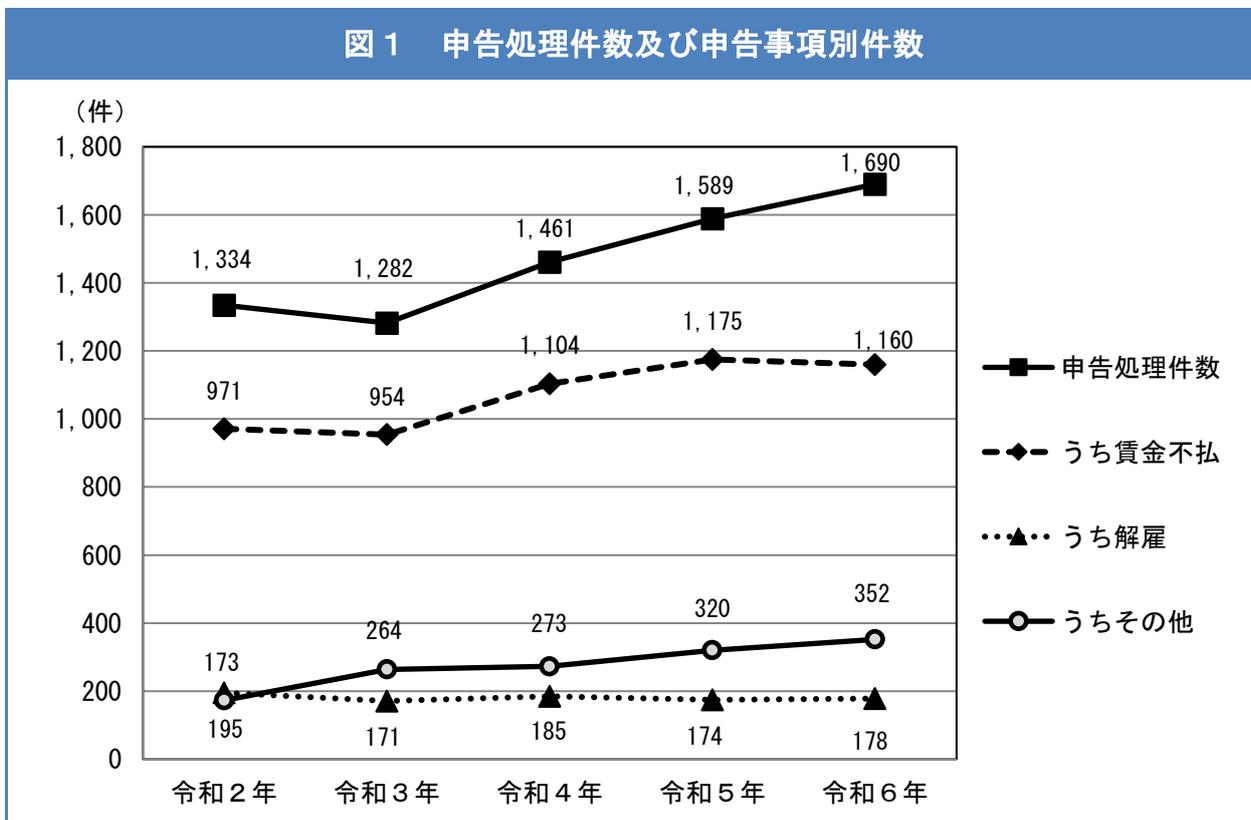
申告処理件数は1,690件と、前年よりも101件、6.4%増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年（1,640件）の水準まで増加しました。

2 申告事項別件数

申告事項別にみると、

- ①賃金不払 1,160件（対前年比 -15件 -1.3%）
（定期賃金、時間外労働に対する手当（残業手当）が支払われないなど）
- ②解雇 178件（対前年比 +4件 +2.3%）
（法定の解雇予告又は解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど）
- ③最低賃金 56件（対前年比 +24件 +75.0%）
（賃金が最低賃金を下回っている）
- ④労働時間 41件（対前年比 +1件 +2.5%）
（時間外労働に関する協定届の上限を超えて時間外労働を行った、休憩が取れないなど）

の順で多くなっており、上位2項目の申告事項で全体の約8割（賃金不払が68.6%、解雇が10.5%）を占めています。



（注）1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合がありますため、申告事項別件数の合計と申告件数は一致しません。

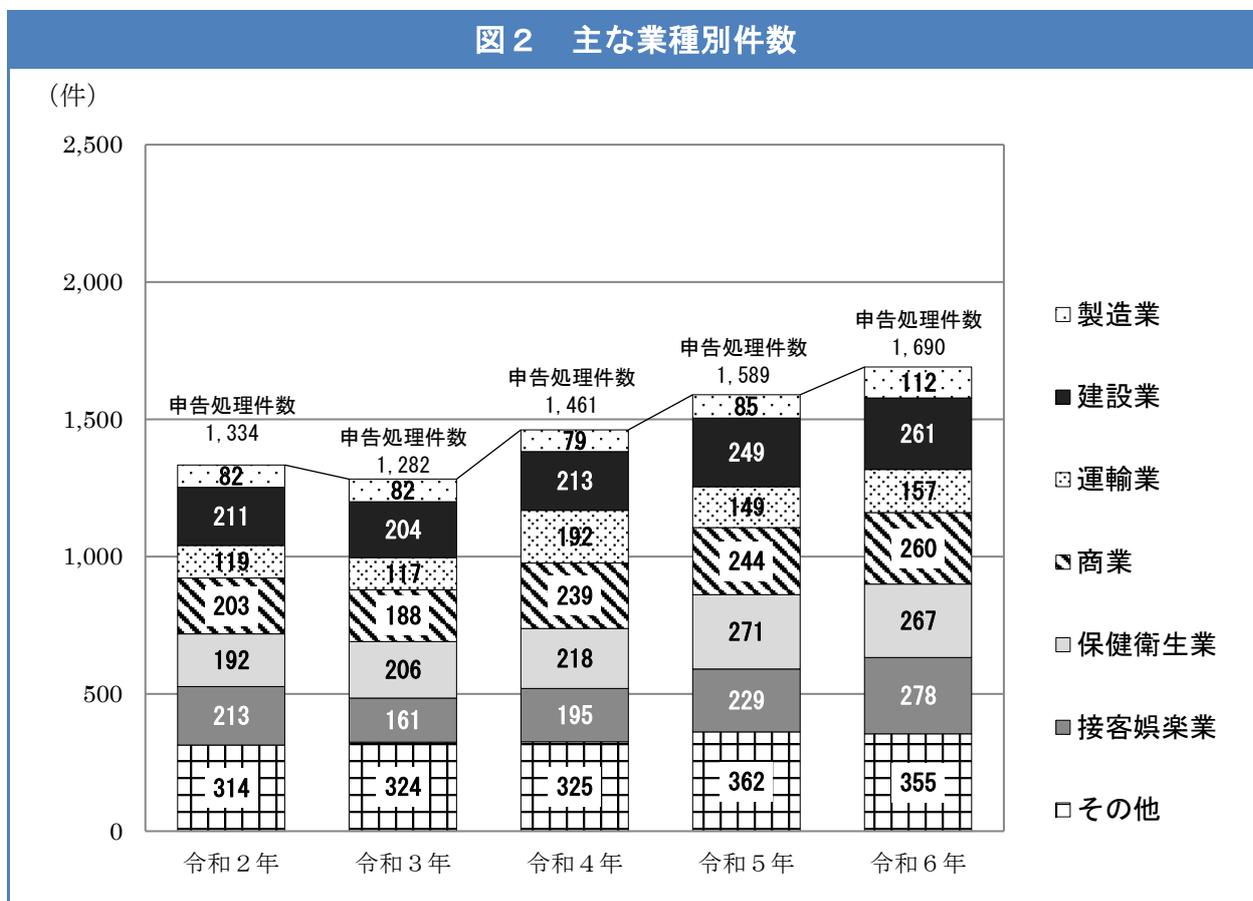
3 業種別件数

業種別にみると、

①接客娯楽業	278件	(対前年比 +49件 +21.4%)
②保健衛生業	267件	(対前年比 -4件 -1.5%)
③建設業	261件	(対前年比 +12件 +4.8%)
④商業	260件	(対前年比 +16件 +6.6%)
⑤運輸業	157件	(対前年比 +8件 +5.4%)
⑥製造業	112件	(対前年比 +27件 +31.8%)

の順で多くなっています。

図2 主な業種別件数



4 監督指導事例

労働条件通知書未交付 (社会福祉施設)	有期雇用の労働者に対し、有期雇用契約の更新の際、労働条件通知書を作成し、交付していなかった。
監督署の指導	契約更新（雇用契約の締結）に際し、労働条件を明示した書面を作成及び交付していなかったため、労働基準法第 15 条違反を是正勧告した。
会社の対応	会社は、労働者に対し、労働条件通知書を書面で交付した。
賃金不払 (運送業)	社用車で物損事故を起こした労働者に対し、同意なく賃金から車輛修理代を差し引いて、賃金の全額を支払わなかった。
監督署の指導	車輛修理代を賃金の一部から一方的に相殺していたため、賃金の全額払に反するとして、労働基準法第 24 条違反を是正勧告した。
会社の対応	会社は、労働者に一方的に控除していた分の賃金を支払った。
賃金不払 (小売業)	退勤打刻時間が終業時間後 30 分未満であることを理由に、終業時刻後の残務処理等に対する賃金を支払わなかった。
監督署の指導	終業時間後も業務として実施されていたが、1 日当たり 30 分未満であることを理由に、当該業務に要する時間に対する賃金が支払われていなかったため、労働基準法第 24 条違反を是正勧告した。
会社の対応	会社は、労働者に残務処理等を行っていた時間の賃金を支払った。 (本事案では、法定労働時間を超える所定外労働はなかったもの。)
割増賃金不払 (旅館業)	固定残業手当を超える時間外労働を行ったにもかかわらず、固定残業手当以外の割増賃金を支払わなかった。
監督署の指導	実際の時間外労働時間に基づき計算した割増賃金と固定残業手当との差額が支払われていなかったため、労働基準法第 37 条違反を是正勧告した。
会社の対応	会社は、労働者に不足する割増賃金を支払った。

**解雇予告手当不払
(自動車整備業)**

解雇に当たり、予告期間が 30 日に満たず、また、予告期間に満たない日数分の解雇予告手当の支払いもせずに労働者を解雇した。

監督署の指導

解雇が少なくとも 30 日前の予告をもって通知されておらず、また、必要な解雇予告手当の支払もなく労働者を解雇したことが認められたため、労働基準法第 20 条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に予告期間の 30 日に満たない日数分の解雇予告手当を支払った。

**最低賃金不払
(美容業)**

賃金の一部が歩合給制の労働者に対し、北海道最低賃金を下回る賃金額で賃金を支払っていた。

監督署の指導

基本給と、総労働時間数から換算して支払われた歩合給との合算が北海道最低賃金を下回る賃金額であったことから、最低賃金法第 4 条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に対し、不払となっていた北海道最低賃金額との差額の賃金を支払った。

**健康診断の未実施
(クリーニング業)**

労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回行うべき定期健康診断を実施していなかった。

監督署の指導

1 年以内ごとに 1 回行うべき定期健康診断の未実施が認められたため、労働安全衛生法第 66 条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に対し、定期健康診断を実施した。